			⑤　環境・エネルギー応用実習			
			⑥　環境・省エネルギーシステム設計製作実習			
			⑦　安全衛生管理実習			
		自動化機器等の企画及び開発並びに生産システムの設計、製作等における技能及びこれに関する知識	二　応用 自動化機器等企画開発、生産システム設計・製作等実習	七〇〇		

別表第十一製版・印刷科の項学科試験の科目の欄中「写真用材料」を「写真用材料　デジタル画像」に改め、同表広告美術科の項学科試験の科目の欄中「色彩用材料　加工用材料　加工法　各種材料」を「加工法　各種材料料と特徴」に改め、同表デザイン科の項学科試験の科目の欄中「製品デザイン」を「工業デザイン」に改め、同表貿易事務科の項学科試験の科目の欄中「商業英語（商業英語）」を「ビジネス英語（ビジネス英語）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に印刷・製本系製版科、印刷・製本系印刷科、印刷・製本系製本科、デザイン系広告美術科、デザイン系工業デザイン科、デザイン系商業デザイン科、オフィスビジネス系電話交換科、オフィスビジネス系経理事務科、オフィスビジネス系一般事務科、オフィスビジネス系ＯＡ事務科、オフィスビジネス系貿易事務科、流通ビジネス系ショップマネジメント科、流通ビジネス系流通マネジメント科、接客サービス系ホテル・旅館・レストラン科又は接客サービス系観光ビジネス科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところによる印刷・製本系製版科、印刷・製本系印刷科、印刷・製本系製本科、デザイン系広告美術科、デザイン系工業デザイン科、デザイン系商業デザイン科、オフィスビジネス系電話交換科、オフィスビジネス系経理事務科、オフィスビジネス系ＯＡ事務科、オフィスビジネス系一般事務科、オフィスビジネス系貿易事務科、流通ビジネス系ショップマネジメント科、流通ビジネス系流通マネジメント科、接客サービス系ホテル・旅館・レストラン科又は接客サービス系観光ビジネス科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第二に定めるところにより行われる訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　この省令の施行の際現に印刷・製本系製版科、印刷・製本系印刷科、印刷・製本系製本科、デザイン系広告美術科、デザイン系工業デザイン科、デザイン系商業デザイン科、オフィスビジネス系電話交換科、オフィスビジネス系経理事務科、オフィスビジネス系一般事務科、オフィスビジネス系ＯＡ事務科、オフィスビジネス系貿易事務科、流通ビジネス系ショップマネジメント科、流通ビジネス系流通マネジメント科、接客サービス系ホテル・旅館・レストラン科又は接客サービス系観光ビジネス科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対する普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

（職業訓練指導員試験に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に製版・印刷科、広告美術科、デザイン科又は貿易事務科に係る職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者は、新規則第四十六条の規定の適用については、それぞれ、新規則の規定により行われた製版・印刷科、広告美術科、デザイン科又は貿易事務科の職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者とみなす。

○厚生労働省令第三十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の四及び第百十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の三の四」を「第三章の三の五」に、「第三章の三の三」を「第三章の三の四」に、「第三章の三の二」を「第十九条の二十四の二」を「第十九条の二十四の二の十六」に、「第三章の三　検査業者（第十九条の十三―第十九条の二十四）」を「第三章の三　検査業者（第十九条の十三―第十九条の二十四）
第三章の三の二　登録検査業者検査員研修機関（第十九条の二十四の二―第十九条の二十四の二の十五）」に改める。

第十九条の二十二第一項第一号中「が定める」を「の登録を受けた者が行う」に改める。

第三章の三の四を第三章の三の五とし、第三章の三の三を第三章の三の四とし、第三章の三の二を第三章の三の三とする。

第三章の三の三中第十九条の二十四の二を第十九条の二十四の二の十六とする。

第三章の三の次に次の一章及び十五条を加える。

第三章の三の二　登録検査業者検査員研修機関

（登録）

第十九条の二十四の二　第十九条の二十二の登録は、次の表の上欄に掲げる登録（以下この章において単に「登録」という。）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修（以下この章において「検査業者検査員研修」という。）を行おうとする者の申請により行う。

第十九条の二十二第一項第一号の登録	第十九条の二十二第一項第一号の研修（以下この章において「動力プレス検査員研修」という。）
第十九条の二十二第二項第一号の登録	第十九条の二十二第二項第一号の研修（以下この章において「フオークリフト検査員研修」という。）
第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する同条第二項第一号の登録	第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する同条第二項第一号の研修（以下この章において「車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）検査員研修」という。）